

2026年5月1日  
九電ネクスト株式会社

2026年岩手県大槌町の林野火災により被災されたお客さまに対する  
電気料金等の特別措置を実施します  
— 電気料金の支払期日の延長、不使用日の電気料金の免除などを実施 —

岩手県大槌町の林野火災により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの災害により、災害救助法が適用された地域（2026年4月22日以降、災害救助法が適用された市町村が追加された場合は当該市町村を含む）において、住居等に被害を受けられたお客さまからお申し出があった場合には、電気料金等の特別措置を適用いたします。

## I 特別措置の対象地域

災害救助法が適用された市町村

※ 対象市町村は、別紙を参照ください。

## II 特別措置の内容

- 1 電気料金の支払期日の延長
- 2 不使用日の電気料金の免除
- 3 工事費負担金等の免除
- 4 基本料金の免除

※ 特別措置の内容は、別紙を参照ください。

## III 特別措置の申込み

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記までお問合せください。

### 【お問合せ先】

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神二丁目12番1号

九電ネクスト株式会社 電力販売本部 【TEL】0120-0910-17

※ お申し込み時には、お客さまの被災状況を確認するため、原則として、各自治体より発行される「り災証明書」等を提出していただきます。「り災証明書」等の発行につきましては、各自治体へご確認をお願いいたします。

## 1 特別措置の対象地域

【岩手県】 上閉伊郡大槌町

## 2 特別措置の内容

特別措置の内容	
1 電気料金の支払期日 <sup>※1</sup> の延長	2026年3月（支払期日が災害発生日以降のものに限る）、4月、5月および6月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。
2 不使用日の電気料金の免除	被災時から引続き全く電気を使用されなかった場合、2026年10月末日までに限り、1日あたり基本料金を4%割引いたします。
3 工事費負担金等 <sup>※2</sup> の免除	2026年10月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金等を免除します。
4 基本料金の免除	電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2026年10月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2 工事費負担金等とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。なお、工事費負担金等とは、工事費負担金、臨時工事費、諸工料をいいます。